

長崎労働局長（当局）は、平成30年3月15日（木）全労働省労働組合長崎支部執行委員（全労働長崎支部）と職員の勤務条件等に係る交渉を行った。

交渉の概要は以下のとおりである。

全労働長崎支部

1 労働行政体制の拡充について

政府の重要政策である「働き方改革」への対応等、労働行政の役割に相応しい体制確立のため、非常勤職員を含め、労働行政職員を増員するよう関係機関への働きかけをしていただきたい。

2 賃金・諸手当の改善について

給与は、労働条件の基本となるもので、職員の生活と健康を守るため、地域間・世代間の賃金抑制の改善について、関係機関に要望していただきたい。

3 労働法制の見直しについて

「新たな労働時間制度の創設」をはじめとする労働時間規制緩和を行わないこと。

また、使用者の労働時間把握義務を法定とするとともに、労働時間の実効ある上限規制、時間外労働に関する協定制の厳格化を盛り込んだ「時間外労働の是正」に向けた法整備を行うこと。

4 介護・育児休暇等の拡充について

仕事と家庭の両立を図ることは重要な課題であり、職員や家族の福祉の増進のためにも、該当する職員が利用しやすい休暇制度となるよう、関係機関へ働きかけていただきたい。

5 職員の健康・安全の確保について

職場の安全確保対策を再点検するとともに、セクハラ・パワハラを根絶するために実効ある対策を確立し、指導・教育・研修を徹底していただきたい。

当局

1 労働行政体制の拡充について

連年にわたる定員削減の影響を受け、非常に厳しい定員事情の中、政府が進める「働き方改革」への対応等、労働行政の役割に相応しい体制を確立するため、労働行政職員を増員するよう関係機関に対し要望してまいりたい。

2 賃金・諸手当の改善について

給与は、労働条件の基本であり、職員の生活と健康を守るために、きわめて重要な問題であると認識しており、地域間・世代間の賃金抑制を改善していただくよう関係機関に対し要望してまいりたい。

3 労働法制の見直しについて

労働者の健康の確保やワーク・ライフ・バランスを推進するため、労働時間の実効ある上限規制、時間外労働に関する協定制度の厳格化を盛り込んだ「時間外労働の是正」に向けた法整備を行うよう関係機関に要望してまいりたい。

4 介護・育児休暇等の拡充について

少子高齢化が進展する中、職員がその家族を介護する場合の休暇制度や子の育児のための休暇制度の充実が必要であるため、該当する職員が利用しやすい休暇制度となるよう、関係機関に要望してまいりたい。

5 職員の健康・安全の確保について

職員の健康・安全を確保することは何よりも重要であり、各職場の再点検と共に各種ハラスメントに対する職員研修等の充実を図ってまいりたい。